

報道各位

新潟市中央区健康福祉課

## 新潟市家族介護慰労金支給事業 申請手続きの未処理について

「新潟市家族介護慰労金支給事業」について、対象者への申請手続きの未処理が判明しましたので、下記のとおりご報告します。

### 1 事業の概要

介護保険のサービスを利用していない方で、常時介護している同居の方に対し、慰労金を支給するものです。要件が満たされた時点で、対象者に対して区から申請をお知らせしています。

【対象者要件】 下記を12ヶ月連続して満たす方

在宅期間が毎月20日間以上、要介護4または5、市民税非課税世帯

【慰労金額】 年額100,000円

(介護サービス利用支援給付費の支給等を受けている場合は、その分を差し引いた額)

### 2 対象者等

期 間：平成26年10月から令和2年8月

対象者数：8名

金 額：合計84,000円（一人当たり最小で4,000円、最大で28,000円）

### 3 原因

対象者の見落とし、ならびに申請手続事務を怠っていたため

### 4 今後の対応

対象者に速やかに申請のご案内を行い、申請書の受理後、お支払いをします。

### 5 再発防止策

毎月の処理について、チェックシートを用いて複数の職員による点検を行うなど、再発防止に努めます。

問い合わせ先

中央区役所 健康福祉課

五十嵐・柏倉（カシガラ）

電話 025-223-1000

◎本件に関する問い合わせは本日午後5時30分までをお願いいたします。